

インターネットによる選挙運動

平成25年に公職選挙法が改正され、国政選挙、地方選挙において、インターネットを利用して次のような選挙運動ができるようになりました。

1

選挙運動メッセージの
ホームページ・ブログ等への書き込み

2

SNSへの選挙運動メッセージの投稿
(Facebook、X (旧Twitter) 等)

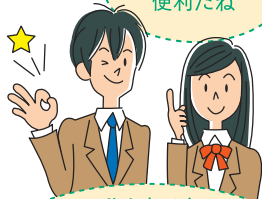
3

選挙運動の様子の動画配信
(YouTube、Ustream、
ニコニコ動画等)

4

選挙運動メッセージのやりとり
(LINEやFacebook等の
ユーザー間で)

インターネットは
便利だね



私たちでも
手軽に使えるけど、
禁止されていることもあるから
気を付けないと

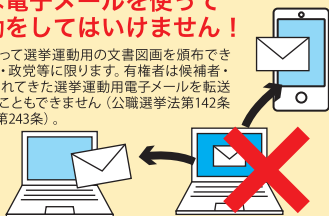
このことで、パソコンやスマホを使って、候補者等の政策の内容や選挙に関する情報を、いつでもどこでも、より手軽に知ることができるようになりました。

また、有権者の皆さんが、インターネットで候補者や政党を応援できるようになりました。ただし、有権者は、電子メールによる選挙運動が禁止されているほか、次のように禁止されている選挙運動の方法もあります。

誹謗中傷やなりすまし等により処罰されることもありますので、十分に注意が必要です。

有権者は電子メールを使って
選挙運動をしてはいけません！

電子メールを使って選挙運動用の文書画像を頒布できるのは、候補者・政党等に限りです。有権者は候補者・政党等から送られてきた選挙運動用電子メールを転送により頒布することもできません（公職選挙法第142条の4、第142条、第243条）。



満18歳未満の選挙運動は
禁止されています！

年齢満18歳未満の者は、インターネット選挙運動を含め、選挙運動をすることができません（公職選挙法第137条の2、第239条）。インターネットが身近な世代だけに、保護者の監督も重要です。



HPや電子メール等を印刷して
頒布してはいけません！

選挙運動用のホームページや、候補者・政党等から届いた選挙運動用の電子メール等、選挙運動用の文書画像をプリントアウトして頒布してはいけません（公職選挙法第142条、第243条）。



選挙運動期間外に選挙運動を
してはいけません！

インターネット選挙運動が解禁になっても、選挙運動は、公示・告示日から投票日の前日までしかすることができません（公職選挙法第129条、第239条）。

